

平成24年2月2日

金融機能強化法による資本支援の受け入れについて

宮古信用金庫
理事長 齋藤 浩司

当金庫は、地域の人々の相互扶助の精神に基づいて昭和2年に設立され、「地域社会の発展と豊かな暮らしづくりに貢献すること」を経営の基本理念に、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、当金庫および当金庫取引先を含めた地域全体に、甚大な被害をもたらしました。当金庫と与信取引のあるお客様のうち直接的あるいは間接的な被災により何らかの影響を受けた先は456先、122億円に上っております。

東日本大震災の発生から10ヶ月を経て、今後の地域の復興をより確かなものとするためには、お客様の事業、生活の再建のために必要とされる資金を円滑に供給することが強く求められており、またそれに応えていくことが信用金庫の責務であると認識しております。

そのため、当金庫では、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第1項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、100億円の資本支援を受けることとなりました。

資本増強により財務基盤が強化され、地域経済再生への取組みに大きく踏み出すことができることから、事業者および個人のお客様に対して、これまで以上に積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復興に向けて全力で取り組んでまいります。

以上